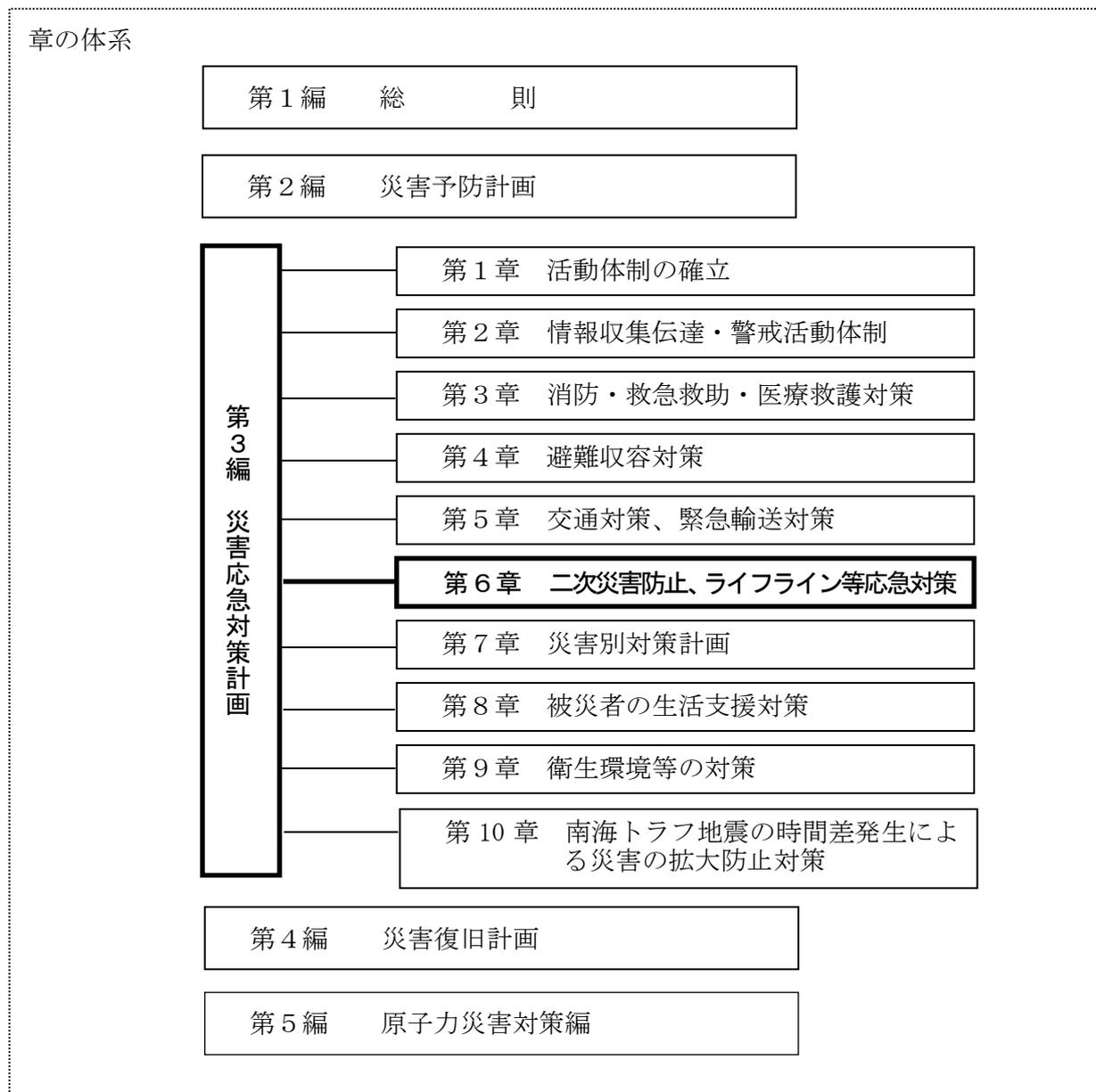


## 第6章 二次災害防止、ライフライン等応急対策



第1節	二次災害防止対策	応－97
第2節	公共施設等応急対策	応－98
第3節	ライフライン応急対策	応－101
第4節	農林業応急対策	応－105

## 第1節 二次災害防止対策

地震発生時の被害を最小限に止めるため、余震または降雨等による水害・土砂災害や余震による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講じる。

### 第1 土砂災害対策

- (1) 町および県は、余震または降雨等による二次災害を防止するため、土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険箇所等の応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、必要な応急対策を行う。
- (2) 町は、災害の発生のおそれがあるときは、速やかに適切な避難対策を行う。

### 第2 被災建築物等への対応

- (1) 町は県と連携し、被災した建築物等について、余震による倒壊や物の落下等の二次災害を防止するため、応急危険度判定士等により応急危険度判定を行う。その結果、危険度が高いと判断されたものについては、建築物の使用制限をする等の適切な二次災害防止対策を行う。
- (2) 住民は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物または工作物による被害の発生または拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、または危険建築物に近づかないようにする。また、その場合において、危険建築物等の所有者または管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

### 第3 被災宅地への対応

- (1) 大規模な災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、県知事により認定・登録された被災宅地危険度判定士の協力により、迅速かつ的確に被災宅地危険度判定を実施することにより、二次災害の軽減・防止し、町民の安全確保を図る。
- (2) 「危険」または「要注意」と判定された宅地については、二次災害防止の観点から、判定結果の意味を町民に対して周知する。

## 第2節 公共施設等応急対策

道路、河川などの公共土木施設や病院、社会福祉施設などの公共施設は、住民の日常生活および社会・経済活動はもとより、災害時の応急対策活動において重要な役割を果たすものであるため、迅速に機能回復に必要な応急措置を行う。

### 第1 道路施設

#### 1 調査・点検

町の管理する道路について、災害発生後直ちに調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握する。

県および国の管理する道路については、それぞれの管理者が行うものであるが、町への要請がある場合は、調査・点検を行い、被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保する。

#### 2 通行者の安全対策

災害により道路施設に被害が発生し、または発生するおそれがあり、交通安全と施設保安上必要と認められるときは、通行禁止および制限ならびにこれに関連した応急対策についての計画を定め直ちに活動にはいる。

#### 3 応急復旧

災害による被害施設の早期復旧を図り、併せて災害の再発を防止するための施設の新設、または改良を行う等将来の災害に備えた事業を行う。

町は、早急に被害箇所の仮復旧を行い、交通の確保を図るとともに、すみやかに県に被害状況を報告する。

なお、応急復旧は、緊急輸送道路を優先することを基本に、緊急に確保すべきルートを選定する。

### 第2 河川、ため池等

#### 1 応急措置

河川、ため池、内水排除施設については、水防活動と平行して管内の施設、特に工事中の箇所および危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに県に報告するとともに、必要な措置をとる。

内水氾濫等が生じている場合は、排水を確保するとともに、内水排除施設の応急復旧を緊急に行うものとする。

なお、農業用ため池についての地震用臨時点検は、次のとおりとする。

- (1) 堤高15m以上のため池については、ため池地点周辺が震度4以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告するものとする。
- (2) 地域防災計画に記載されたため池は、ため池地点周辺が震度5弱以上の場合、ため池管理者は緊急点検を行い、報告するものとする。

## 2 施設の応急復旧

河川施設および内水排除施設の応急復旧については、県の指導のもとに実施する。  
ため池の応急復旧については、ため池所有者と協議の上、県に報告して実施する。

## 第3 砂防、急傾斜地崩壊防止施設、治山、林道施設

町および県は、砂防、急傾斜地崩壊防止施設、治山、林道施設等について、災害発生後速やかに被害状況の調査を行い、必要に応じて応急復旧を行う。

## 第4 公共施設

### 1 庁舎の応急措置

庁舎では、災害時にあっても住民への行政サービスを継続する必要があるため、被災した場合は直ちに応急措置をとり、施設の利用を可能にする。

#### (1) 被災直後の点検と応急復旧

- ①執務場所および所管する施設・設備の点検を行う。
- ②被害が軽微な時は修理し、被害が著しい場合は、危険箇所について立入禁止等の緊急の保安措置を講ずるとともに、町内の建設業者等の協力を得て、応急復旧を行う。電気・ガス・通信等が被災した場合は、それぞれの関係機関と連絡をとり、応急復旧を行う。

#### (2) 応急復旧が困難な場合の措置

- ①被災の程度が大きく、応急復旧では対応できない場合は、代替施設および仮庁舎の建設を決定する。
- ②災害発生直後から仮庁舎が建設されるまでの間は、代替施設において災害応急対策および日常の業務を遂行する。

#### (3) 庁舎の再建までの間は、業務を仮庁舎で行うものとし、早期に仮庁舎の建設に取り組むものとする。仮庁舎完成後は代替施設から仮庁舎に移転する。

### 2 庁舎等における通信機器の点検および応急復旧

災害の発生のおそれがある場合または災害発生後、直ちに町防災行政無線親局、町内に分散配置した屋外拡声装置、県防災行政無線、電話・ファクシミリ等の通信機能を点検し、支障を発見した場合は、直ちに施設・設備の応急復旧を行う。

#### (1) 災害の発生が予想される場合

- ①要員の確保
- ②予備電源用燃料の確保
- ③機器動作状態の監視の強化
- ④IP無線の配置
- ⑤局舎、機器等の保護強化

#### (2) 通信施設が被災した場合

- ①IP無線による臨时无線通信回線の設定
- ②職員による仮復旧の実施

③容易に復旧できない場合は、業者による復旧および非常通信の利用等を検討する。

### 3 その他の社会公共施設の応急措置

公共施設は災害復旧活動の拠点となることから、各施設の管理者は早急に建物等の被害状況を把握するとともに自主防災活動に対応可能な組織体制を整備する。

#### (1) 自主防災活動

各施設の管理者は、重要な社会公共施設の機能および人命の安全確保を図るため、自主的な応急対策を行い、被害の軽減を図る。また、災害時の出火およびパニック防止を重点に、それぞれの施設において自主的な災害活動が実施できるようにするとともに、災害後における応急対策を早急に行う。

- ①避難対策については、特に綿密な計画を確立して万全を期する。
- ②災害時における混乱の防止措置を講ずる。
- ③緊急時には、関係機関に通報して応急の措置を講ずる。
- ④避難所になった場合には、防火について十分な措置をとる。
- ⑤施設入所者、利用者等の人命救助を最優先する。

#### (2) 被害状況の把握

各施設の管理者は、施設に二次災害発生のおそれがないか、また、災害対策拠点、避難所、医療施設、救援物倉庫等としての継続的な使用の可否を判断するため被害状況を速やかに関係機関に報告する。

町が管理する施設においては、被災直後、直ちに所管施設の被災状況を調査・点検を行う。

#### (3) 応急復旧

各施設は、被害状況に応じて、応急復旧を行う。

町が管理する施設について、以下の措置を講ずる。

- ①危険箇所があれば緊急に保安措置を講ずる。
- ②機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。
- ③電気・ガス・通信等の応急措置および補修が必要な場合は、関係機関と連絡を取り、実施する。

二次災害防止のため、施設の立入禁止等の措置をよるとともに、建設業者等の協力を得て、施設の撤去や補修などを行う。

## 第3節 ライフライン応急対策

電気、ガス、電話、上下水道等は、日常生活および産業活動に欠くことのできないものであるため、災害によりこれらの施設、設備が被害を受けたときにおいても、これらの供給を円滑に実施するため、迅速に必要な応急対策を行う。

### 第1 電力施設

#### 1 情報の収集

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、予・警報の把握に努めるとともに、災害発生後は速やかに電力施設の被害情報を収集し、二次災害防止等の対策を行う。

#### 2 応急供給および復旧

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、応急対策要員や応急対策用資材等の確保に努め、応急復旧工事等によって、応急供給を行う。

#### 3 広報宣伝等

関西電力株式会社および関西電力送配電株式会社は、停電状況等の被災状況を広報宣伝車、報道機関などを活用して住民に広報する。また、火災発生等の二次災害を防止するため、電気施設・電気機器使用上の注意、復旧の見通し等も併せて広報する。

### 第2 ガス施設

#### 1 情報の収集

大阪ガスネットワーク株式会社、LPガス事業者、簡易ガス事業者は、予・警報の把握に努めるとともに、災害発生後は速やかにガス施設の被害情報を収集し、二次災害防止等の対策を行う。

#### 2 応急供給および復旧

大阪ガスネットワーク株式会社、LPガス事業者、簡易ガス事業者は、災害状況、現場状況に基づき、ガス製造・供給施設の点検・防護、ガス導管の折損等危険が予想される箇所の供給遮断等を実施する。

災害による事故発生の場合は、直ちに防災活動を行うとともに、不測の事態を考慮して付近住民に避難の要請を行うなど危険防止のための応急対策を行う。また、ガス供給を確保するため災害現場の状況により、供給上可能な範囲で供給系統を変えてガス遮断区域を最小限にいくとめるなど応急復旧作業に当たる。

#### 3 広報宣伝等

大阪ガスネットワーク株式会社、LPガス事業者、簡易ガス事業者は、被災状況、ガス供給停止状況等を広報宣伝車、報道機関などを活用して住民に伝えるとともに、火災発生等の二次災害を防止するため、ガス漏れ時の注意事項についての情報を併せて広報する。

#### 4 避難所等へのガス供給と保安の確保

町は、県の災害対策本部と連携し、避難所等における炊き出し、給湯および暖房用に

必要となるLPガスの供給と保安業務支援を実施する。

### 第3 一般通信施設

#### 1 応急対策の基本

電信通信設備に災害が発生したときは、西日本電信電話株式会社災害対策規程の定めるところにより、当該設備の復旧に関し、応急の措置をとる。

#### 2 回線の復旧順位

##### (1) 第1順位

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関

##### (2) 第2順位

ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業社および第1順位以外の国または地方公共団体

##### (3) 第3順位は、第1順位、第2順位に該当しないもの

#### 3 緊急対応の実施

##### (1) 臨時電話等受付所設置

多数の避難者が発生し、避難所での生活を余儀なくされている場合は、NTT西日本に、避難所に臨時の受付所を開設し、電話等の利便を図るよう働きかける。

##### (2) 特設公衆電話等の開設

多数の避難者が発生し、避難所での生活を余儀なくされている場合は、臨時の公衆電話を設置するよう働きかけ、NTT西日本は、安否情報をはじめとした生活情報流通確保のため各種災害対策機器等を出動させ、必要な公衆電話の設置を図る。

##### (3) 通信の利用制限

次の理由により、通信のそ通が著しく困難な場合、またはそのおそれがある場合は、重要通信を優先的に確保する必要性から電話サービス契約約款に基づき、通信の利用制限を行う。

- ①通信が著しく輻輳する場合
- ②通信電源確保が困難な場合
- ③回線の安定維持が困難な場合

#### 4 利用者への広報活動

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは、広報車、ラジオ、テレビ、窓口掲示などの方法によって、次の事項を利用者に周知する。

- (1) 通信途絶、利用制限の理由および内容
- (2) 災害復旧に対してとられている措置および復旧見込時間
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) その他必要な事項

## 第4 上水道施設

### 1 被害状況の把握

災害が発生した場合、被災した地域を中心に被害状況調査を実施する。

- (1) 断水地域の把握
- (2) 被災箇所の把握
- (3) 断水地域を中心とする水道管の被災状況の調査
- (4) 浄水場、配水施設等の被災状況調査（必要に応じて行う）

### 2 被災施設の給水能力の保持

被災施設の給水能力を保持することを前提に、取水、導水、浄水施設の機能の確保を図るとともに、浄水場から主要配水池に至る送水管の復旧および基幹配水管の復旧を優先して行う。その後順次配水支管、小管、給水装置等の復旧を行い、断水区域の解消に努める。

### 3 資器材の確保

被害想定をもとに、あらかじめ管類、弁栓類等被災施設の復旧に必要な資材を備蓄する。

### 4 人員の確保

応急復旧のために多数の人員を必要とするが、関係業者、他市町、自衛隊等と事前に協議調整し被災時の人員確保を図る。

### 5 水質の保全

復旧後の施設の供用開始にあたっては、水質の保全に留意して管内の清掃、塩素消毒を十分に行い、水質検査により安全を確認する。

### 6 情報伝達・広報活動

町は、県および関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の手順や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供、広報を行う。

## 第5 下水道施設

下水道施設は、他のライフラインのように代替機能がないため、被災した場合は、社会全体の復旧活動、町民の生活に与える影響が大きい。このため、災害に対応できるよう、関係機関との連絡調整を図りつつ、施設の被害状況等を迅速かつ的確に把握し、応急復旧を行うものとする。

### 1 被害状況の把握

災害が発生した場合、直ちに施設の被害状況調査を実施し、下水道施設の被災状況の全容を把握するとともに、応急復旧に必要な人員体制および資器材（調達方法）、施設復旧の手順、方法および完了目標等を定めた応急復旧計画を策定し、応急復旧対策を実施する。

### 2 下水道の使用停止等の広報

被災状況調査により、下水管の破損した場合、断水による水洗トイレの利用が可能な

い場合、停電等によりポンプ施設が稼働しない状況など、下水道の使用ができない地域に対しては、下水道の使用停止を広報するとともに、仮設トイレの設置とその利用を広報する。

### 3 復旧のための人員、資機材の確保

応急復旧のために必要な資機材・人員等については、町内の土木建設業者等の協力を得て確保する。

### 4 応急措置

応急復旧が必要な場合には、応急復旧の優先順位および復旧水準を定め、適切な工法で応急復旧を行う。

施設の重要性、被災の箇所およびその程度、復旧の難易度、施設の将来計画への状況を勘案したうえで本復旧の水準を定め、本復旧を実施する。

### 5 応急復旧のための支援要請

町は、町内の土木建設業者等に協力を要請するものとする。さらに、隣接市町、県等の他の機関への支援要請に当たっては必要とする支援内容を明らかにして要請する。

避難所の仮設トイレから排泄されるし尿処理の依頼があるときは、流域下水道管理者と協議の上、処理能力に支障がない限り受入れを行う。また、管渠施設等の占用物件が近接している場合は、緊急調査・緊急措置について、許可権者、占用者等で協力が可能な内容を検討する。

### 6 情報伝達・広報活動

町は、県および関係機関に対し、施設の被害状況、施設復旧の完了目標等について、随時速やかに情報を伝達するとともに、住民に対しては、復旧の手順や地区ごとの復旧完了予定時期等についての情報の提供、広報を行う。

## 第4節 農林業応急対策

各種災害に対して、農林水産物の被害を最小限に止めるため、県の応急措置に準じ、県が行う指導等に協力して、地域の実情に応じた対策を講じる。

### 第1 農作物に対する応急措置

#### 1 災害対策技術の指導

町は、県が被害の実態に即して確立した技術対策に準じ、県が行う技術指導に農業協同組合等農業団体と一体となって協力する。

#### 2 病害虫の防除

病害虫の異常発生またはそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、町は、県が検討した対策に基づき、農業協同組合等農業団体と一体となって、県が行う具体的な防除の指示、指導に協力する。

#### 3 凍霜害防除

町および農業協同組合は、有線電話機等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じる。

#### 4 防雪

町は、県が検討した対策に基づき、農業協同組合等農業団体と一体となって、県が行う具体的な防雪の指示、指導に協力する。

### 第2 家畜に対する応急措置

#### 1 家畜の管理指導

町は、災害発生に伴う家畜の管理について、県が行う指導に協力する。

#### 2 家畜の防疫

県は、各種家畜伝染病の発生のおそれのある場合には、畜舎等の消毒を行い、必要があると認められたときは緊急予防注射を実施し、また家畜伝染病が発生した場合は家畜等の移動を制限する等の措置をとるため、町は、これらに協力する。

#### 3 飼料の確保

町は、農業協同組合等において飼料の供給が困難である場合、県に要請する。

### 第3 林産物に対する応急措置

#### 1 災害対策技術指導

町は、県が種苗経営者、森林所有者に対して行う被災苗木、林木等の措置に対する技術指導について協力する。

#### 2 風倒木の処理指導

町は、県が森林所有者に対して行う風倒木の円滑な搬出等の技術指導について協力する。

### 3 森林病虫害の防除

森林病虫害等の異常発生またはそのまん延を防止し、森林の被害を軽減するため、町は、県と連携しながら防除を実施し、県が行う防除および森林所有者に対する技術指導に協力する。

### 4 凍霜害防除

町および森林組合は、有線電話機等を活用して、森林所有者の注意を喚起し、事前に対策を講ずる。